

京都市告示第183号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年7月5日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
翔鸞経5号線	上京区北町647番地の19地先から 同町647番地の15地先まで	告示の日
山科上花山緯7の 1号線	山科区上花山坂尻75番地の3地先から 同町75番地の2地先まで	同上
上鳥羽2号線	南区上鳥羽石橋町2番地の4地先から 同区上鳥羽岩ノ本町63番地の5地先まで	同上
上鳥羽16号線	南区上鳥羽奈須野町7番地の4地先から 同区上鳥羽麻ノ本21番地の3地先まで	同上
上鳥羽16の1号線	南区上鳥羽麻ノ本22番地の3地先から 同町1番地地先まで	同上
上鳥羽29号線	南区上鳥羽奈須野町16番地の1地先から 同町26番地地先まで	同上
上鳥羽30号線	南区上鳥羽大溝27番地の2地先から 同区上鳥羽岩ノ本町72番地地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)